

郡山市上下水道局告示第5号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、関係図面を次のとおり縦覧に供し、公共下水道の供用を開始する。

令和8年3月17日

郡山市上下水道事業管理者 緑 川 光 博

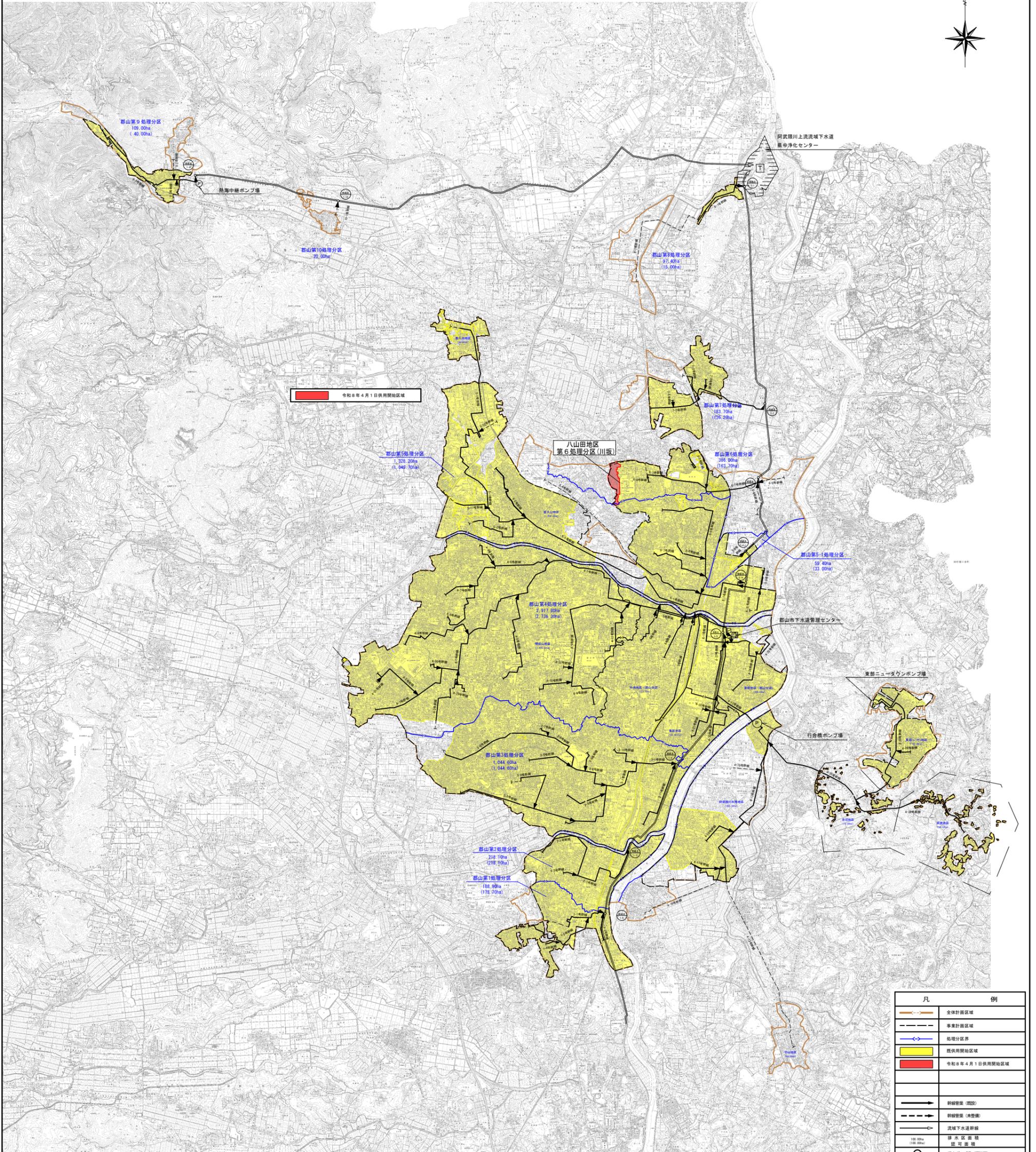
- 1 供用（処理）を開始すべき年月日  
令和8年4月1日
- 2 下水を排除（処理）すべき区域  
（1）第6（川坂）処理分区  
八山田二丁目、三丁目、八山田西五丁目の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置  
別紙 流域関連公共下水道供用開始区域図のとおり
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする処理場の位置及び名称  
郡山市日和田町高倉字追越89番地 福島県県中浄化センター
- 6 関係図面の縦覧  
（1）縦覧期間  
令和8年3月18日から令和8年3月31日まで  
（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く）  
  
（2）縦覧場所  
郡山市ウェブサイト <https://www.city.koriyama.lg.jp>

郡山市上下水道局下水道整備課（上下水道局庁舎 4階）  
午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く）

# 流域関連公共下水道供用開始区域図

(令和8年4月1日供用開始)

令和8年3月 福島県郡山市



令和8年4月1日供用開始区域

凡	例
	全体計画区域
	事業計画区域
	処理分区界
	既供用開始区域
	令和8年4月1日供用開始区域
	幹線管渠 (既設)
	幹線管渠 (未設)
	流域下水道幹線
	排水区面積 認可面積
	汚水ポンプ場 (設計)
	処理場
	流域下水道接続点

郡山市流域関連公共下水道事業計画	1
流域関連公共下水道供用開始区域図	1
郡山市上下水道局	令和8年3月

1:25,000

